

平成 2 2 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）

平成 2 3 年 月
食品安全委員会事務局

目 次

I	訓練計画	
1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	訓練設計・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	訓練の実施内容	
1	実務研修・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	確認訓練・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III	訓練の結果及び検証	
1	訓練の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	結果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・	8
IV	まとめ	
1	平成23年度緊急時対応訓練の重点課題について・・・・・・・・	9
2	訓練の設計や運営について：・・・・・・・・・・・・・・・・	9

I 訓練計画

1 基本方針

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）第14条及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）に基づき作成された食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日食品安全委員会決定）においては、緊急事態等への平時からの対応として、緊急時対応訓練の実施を定めている。

緊急時対応専門調査会において、平成21年度に実施した訓練を検証した結果、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

このため、平成22年度においても食品安全委員会の緊急事態等に対する対応能力の向上を図るため、緊急時対応訓練を実施し、緊急時対応の問題点や改善点についての検討を行った。

2 重点課題

平成21年度に実施した訓練の検証結果から、以下を重点課題とすることとした。

（1）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応について実務研修により理解を深め、確認訓練により対応手順を確認するとともに、確認訓練により得られた改善点について必要に応じて緊急時対応マニュアルに反映する。

（2）分かりやすい情報提供技術の向上

分かりやすい説明資料作成やメディア対応等実務について実務研修を行い、その技術・知識のレベルについて模擬記者説明会の実施を含む実動の確認訓練により確認する。

3 訓練設計

実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計とし、体系的に訓練を実施することとした。

【訓練設計の概要】

	実務研修	確認訓練
実施年月日	平成22年4月から 平成22年10月までの間	平成22年11月
目的	委員会内の基本的な緊急時対応能力を向上させる。	緊急時対応マニュアルに基づく対応について、委員会内の共通理解を得るとともにその実効性を検証する。
内容	実務の講習を短時間で数回に分けて実施。実務は次のとおり。 ・緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応 ・分かりやすい説明資料作成 ・メディア対応	緊急時対応の確認を一日かけて実施。（シナリオ一部非提示〔模擬記者説明会の実施を含む〕）
対象	委員及び事務局職員	委員及び事務局職員

Ⅱ 訓練の実施内容

1 実務研修

委員会内の基本的な緊急時対応能力を向上させることを目的として、次の５つの実務研修を行った。

(1) 実務研修Ⅰ（緊急時対応のためのホームページ掲載研修）

ア 目標

夜間・休日等の緊急事態等における重要な広報手段であるホームページ（「重要なお知らせ」）への情報掲載手法を習得する。

イ 日時・会場

平成23年1月28日（金）から平成23年2月28日（月）まで各日30分程度を1回ずつ
事務局執務室

ウ 対象

事務局職員（課長補佐、専門官、係長、係員）

エ 具体的内容

「食品安全委員会ホームページ掲載マニュアル」に基づくホームページ試験掲載手法について、緊急時対応係長が講師となり職員3人程度1グループを対象に理解促進のための研修を実施した。

(2) 実務研修Ⅱ（メディア対応訓練）

ア 目標

国民に信頼される説明・応答の技術を習得する。

イ 日時・会場

平成23年2月10日（木）16時から17時まで
食品安全委員会 中会議室

ウ 対象

説明者及び説明補助員になる可能性のある委員（常勤委員）、事務局幹部

エ 具体的内容

平成21年度の確認訓練で作成したプレスリリース資料を用いて記者説明会を想定した質疑応答を実践し、ビデオ撮影（撮影時間：1組当たり5分間程度）した。撮影した映像は、後日実施したメディア対応・わかりやすい説明資料作成研修会において、緊急時対応専門調査会におけるメディア対応の専門家である青木専門委員から助言を受けた。

(3) 実務研修Ⅲ（緊急時対応手順研修会※）

ア 目標

緊急時対応における委員及び事務局職員各自やその所属に求められる役割を理解する。

イ 日時・会場

平成23年2月10日（木）17時から18時まで
食品安全委員会 中会議室

ウ 対象

委員、事務局職員

エ 具体的内容

「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」に基づく緊急時対応における委員及び事務局職員各自やその所属課に求められる役割について、緊急時対応係長が説明し、質疑応答により理解を深めた。

※ 初動対応の要点については、人事異動による転入者を対象にした4月の「新規着任者研修」の一講座に位置づけて実施した。

（4）実務研修Ⅳ（メディア対応・わかりやすい説明資料作成研修会）

ア 目標

- ・国民に信頼される説明・応答の技術を習得する。
- ・誤解を与えない、わかりやすい説明資料作成の技術を習得する。

イ 日時・会場

平成23年2月24日（木）15時45分から18時15まで
食品安全委員会 中会議室

ウ 対象

委員、事務局職員

エ 具体的内容

- ・事前のメディア対応訓練で撮影した映像をもとに緊急時対応専門調査会におけるマスメディア対応の専門家である青木専門委員から助言を受けながらメディア対応の要点について研修した。
- ・青木専門委員からわかりやすい説明資料作成の要点について説明を受けた後、委員を含む研修対象者が5つのグループに分かれ、仮想事案のシナリオを踏まえた説明資料を試作した。グループの代表が説明資料の作成の重点を発表（説明）した後、青木専門委員から講評を受けながら要点や改善点の理解を深めた。

青木専門委員から指摘を受けたわかりやすい説明資料の要点や改善点

- ① 見出しは、委員会としてのスタンスを踏まえた内容にする。
- ② キーメッセージは、委員会の見解にする。

- ③ 図表の活用は、報道関係者が活用しやすい。
- ④ 専門用語を使用する場合は、解説文が必要。
- ⑤ 文章構成は、結論を先に書く“逆三角形の構成”にする。

2 確認訓練

緊急時対応マニュアルに基づく対応について、委員会内の共通理解を得るとともにその実効性を検証することを目的として確認訓練を行った。

(1) 目標

- 食品安全委員会緊急時対応手順書に基づく緊急時対応の手順を確認するとともにその改善点を把握する。
- 実務研修で得られたわかりやすい説明資料作成やメディア対応等実務についての技術・知識のレベルを確認する。

(2) 日時・会場

	日時	会場
確認訓練	平成23年3月1日（火）	
直前オリエンテーション	午前9時30分から10時まで	中会議室
訓練前半	午前10時から12時まで	執務室等
中間オリエンテーション	午後1時45分から2時まで	中会議室
訓練後半	午後2時から3時まで	執務室等
模擬記者説明会	午後2時30分から3時まで	中会議室
反省会・訓練講評	午後3時15分から4時まで	中会議室
訓練総括会議	平成23年3月3日（木） 午後4時から6時まで	中会議室

(3) 対象（役割及び参加者）

役割	参加者
コントローラー （情報付与、訓練評価 等）	訓練評価： 全体 次長、総務課長 各課 各課長又は各課長補佐（総括担当） 情報付与： 情報・緊急時対応課 緊急時対応係長
プレーヤー	実動訓練
	総務課：（3名） 評価課：（6名） 情報・緊急時対応課：（8名） 勧告広報課：（9名）
	臨時委員打合せ
	委員、事務局幹部
	臨時事務局会議
	事務局幹部等
	模擬記者説明会
	説明者：熊谷委員 説明補助者：リスクコミュニケーション官 司会：勧告広報課課長補佐 記者役：各課課長補佐
オブザーバー	緊急時対応専門調査会専門委員（2名）

(4) 具体的内容

「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」に基づく緊急時対応（事態の認知から情報提供の実施等まで）について、特定のシナリオ（非提示）に沿って時間経過など実態に近づけた実動訓練を実施した。

ア 訓練前半の活動

初動としてのホームページ掲載、情報提供内容・方針及び形式・媒体の決定（委員・事務局会議を含む）、情報提供資料の作成・決定（臨時委員打合せ、政務三役への説明を含む）、プレスリリースの実施、意見申出の検討・作成・決定・実施（臨時委員打合せ、政務三役への説明を含む）

イ 訓練後半の活動

記者説明会の準備・実施

エ 訓練全体をとおしての活動（一部想定）

外部からの問合せへの対応（食の安全ダイヤルによる問合せ等）、政務三役や関係省庁等関係者との連絡調整

(5) その他

ア シナリオ非提示について

訓練参加者には、前日に初めて訓練参加への要請を行い、訓練当日の直前オリエンテーションにおいて訓練開始前段階の状況設定を提示した。

イ シナリオ概要

1. 危害因子
農薬（メタミドホス）

訓練

2. 対象食品
輸入農産物（米）

3. 状況設定（◇は想定、◆は実働）

(1) 訓練数か月前

- ◇ 統計史上最悪の猛暑により当年産米の作況指数が過去最悪の45となった。これは、平成の米騒動と呼ばれた1993年の74、過去最低を記録した1945年の67を大きく下回る結果。そこで、政府は、X国を含む諸外国からコメの緊急輸入を開始した。

(2) 訓練2週間前～前日

- ◇ 緊急輸入米について、厚生労働省の検疫所における輸入時の検査（残留農薬検査）で合格していたものの、地方自治体の検査において、X国産の輸入米の残留農薬（メタミドホス）の基準不適合違反（最高で基準値の約50倍）が複数の地方自治体より発表があった。
- ◇ 一方、厚生労働省による食中毒速報によると、X国産米を食べた人から原因不明の発汗、縮瞳、一部で痙攣など中枢神経系障害を中心とした健康危害の事例3例（計10名）が報告されていた。

(3) 訓練当日（3月1日）

- ◇ 某全国紙朝刊において、「原因不明の痙攣発生。緊急輸入のX国産米が原因か？！殺虫剤汚染米が一部輸入検査をすり抜け、市場に出回ったか？！」との新聞報道。
- ◇ 午前9時45分、農林水産省及び厚生労働省から、各省がAM11時にX国産

米に係る事案に関してプレスリリースを行う予定との連絡が事務局情報・緊急時対応課に入る。プレスリリース（案）を入手。

プレスリリース（案）の概要

〔農林水産省〕

- ・ X国産の緊急輸入米については、100万トンの輸入を計画しており、これまで約50万トンを入力。
- ・ X国産米の流通状況
4県（〇〇県、△△県、□□県、☆☆県）において残留農薬（メタミドホス）の基準値違反が判明したX国産米は、2月8日から10日に輸入されたロットA及びロットBであることが特定されている。
- ・ 対応状況等
28日、省内対策本部を設置した。

〔厚生労働省〕

1. X国産米の残留農薬の基準違反について
 - ・ 2月8日から10日の地方自治体の検査でX国産の緊急輸入米の残留農薬（メタミドホス）の基準違反（基準値の約5倍）が複数確認されたことから、輸入時の検査を強化（サンプリング数の増加）するとともに当該輸入米の回収を地方自治体に指示した。
 - ・ 2月13日から2月28日までの間、28日午前10時現在、4県（〇〇県、△△県、□□県、☆☆県）の検査において、X国産の緊急輸入米の残留農薬（メタミドホス）の基準違反（基準値の約5倍～50倍）が発表されている。
2. X国産米を原因とする食中毒の発生について
 - ・ 輸入した米を食べないよう、食べて異常がある場合には受診するよう呼びかけを実施。
 - ・ 健康危害の発生状況、X国産米の流通状況、対応状況等
 - 2月20日から2月28日までの間、3県（〇〇県、△△県、□□県）において、X国産米を食べた人から原因不明の発汗、縮瞳、痙攣等中枢神経系障害の症状を呈した健康影響事例が発生。
 - 28日午後20時現在の被害状況・・・有症者10名うち重症者1名
 - 28日、自治体に対し当該米の販売中止等について監視指導を要請した。
 - 同日、他の輸入業者に対して同国産米の輸入自粛を要請した。
 - 同日、X国の在京大使館に対し通報し、調査を要請した。
 - 同日、省内対策本部を設置した。
 - ・ 共通の食材として、X国産米が特定されたが、健康危害の原因物質は特定されていない。症状からは有機リン系農薬が疑われる。

- ◆ 食品安全委員会としての科学的知見の迅速な提供が求められ、緊急時対応を実施。

- ① 正午に、プレスリリース資料を決定。（12:15政務三役に説明、政務三役了承。）
- ② 午後早期に、農林水産省及び厚生労働省に対する意見申出を実施するとともに、記者説明会を開催。

〔具体的な状況〕

- ・ 今回の事案において、基準値の50倍量(0.5ppm)は、ADIの5倍を超えるとともにARfD（急性参照用量）も超えることから、健康影響がないと断言できない。

（算出根拠）

- ・ メタミドホスのADI：0.0006mg/kg体重/日 (0.6μg/kg体重/日) = 30.0μg/50kg体重/日
- ・ メタミドホスのARfD：0.003mg/kg体重/日 (3.0μg/kg体重/日) = 150.0μg/50kg体重/日
- ・ 米（玄米）におけるメタミドホスの基準値：0.01ppm
- ・ 通常の国民全体の1人1日当たりにおける米の摂取量：351.5g
↓
- ・ 計算式：351.5g/日 × 0.5ppm = 175.8μg/日 > 30.0μg/50kg/日 (ADI) …ADIの5.9倍

訓練

↓
 $\frac{>150.0 \mu\text{g}/50\text{kg}/\text{日} (\text{ARfD}) \cdots \text{ARfDの} 1.2\text{倍}}{\text{通常の国民全体の1人1日当たり摂取量の米を食べた場合、健康影響がないと断言できない。}}$

- ・一方、急性毒性の症状については、厚生労働省が調査中であり、当日時点では厚生労働省のプレスリリース以外に得られる情報がほとんどない。
- ・初動対処として、当日時点におけるリスク管理機関からの情報等を踏まえ、プレスリリース及び記者説明を実施するとともに、農林水産省及び厚生労働省に対し、改善措置が取られるまでの間、生産地及び輸入相手国での買付における検査強化、輸入検査の強化あるいは食品衛生法に基づく輸入禁止措置の検討を求める等の意見申出を実施する。

(4) 後日

- ◇ 急性毒性の症状について、X国において一部集積地の保管倉庫で大量の害虫が発生し、たまたま保管していた当該農薬を直接散布して出荷したことが原因であることがリスク管理機関の調査により判明。当該ロットの当該農薬の残留値は、基準値の約10000倍（100.0ppm）で、これはNOAEL（無毒性量）をも超える量であった。

(算出根拠)

- ・メタミドホスのADI： $0.0006\text{mg}/\text{kg}\text{体重}/\text{日} (0.6 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}) = 30.0 \mu\text{g}/50\text{kg}\text{体重}/\text{日}$
- ・メタミドホスのARfD： $0.003\text{mg}/\text{kg}\text{体重}/\text{日} (3.0 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}) = 150.0 \mu\text{g}/50\text{kg}\text{体重}/\text{日}$
- ・メタミドホスのNOAEL： $0.06\text{mg}/\text{kg}\text{体重}/\text{日} (60.0 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}) = 3000.0 \mu\text{g}/50\text{kg}\text{体重}/\text{日}$
- ・米（玄米）におけるメタミドホスの基準値：0.01ppm
- ・通常の国民全体の1人1日当たりにおける米の摂取量：351.5g
- ↓
- ・計算式： $351.5\text{g}/\text{日} \times 100.0\text{ppm} = 35150.0 \mu\text{g}/\text{日} > 30.0 \mu\text{g}/50\text{kg}/\text{日} (\text{ADI}) \cdots \text{ADIの約} 1172\text{倍}$
 $> 150.0 \mu\text{g}/50\text{kg}/\text{日} (\text{ARfD}) \cdots \text{ARfDの約} 234\text{倍}$
 $> 3000.0 \mu\text{g}/50\text{kg}/\text{日} (\text{NOAEL}) \cdots \text{NOAELの} 12\text{倍}$
- ↓
- ・通常の国民全体の1人1日当たり摂取量の米を食べた場合、危険。

Ⅲ 訓練の結果及び検証

1 訓練の結果

(1) 実務研修

- わかりやすい説明資料作成やメディア対応等についての技術・知識を習得した。
- 緊急時対応における委員及び事務局職員各自やその所属課に求められる役割の理解が図られた。

(2) 確認訓練

- 実務研修により習得した技術・知識を活用したことにより、現状の知識・技術のレベルが確認されるとともに、より分かりやすい情報提供に向けた改善点が確認された。
- 緊急時対応に係る一連の活動が概ね食品安全委員会緊急時対応手順書(未定稿)に基づく手順どおりに実践され、想定した対応手順が確認された。併せて、より迅速性を重視した情報発信を行うための手順や方策等改善点が確認された。
- 関係省庁に対する意見申出を試行したことで、一連の手続きが確認された。

(3) 全体

- 実務研修を含めた訓練の継続により組織全体の対応能力を一層向上させる必要性が確認された。

2 結果の検証

別紙参照

IV まとめ

平成２２年度の訓練を通じて、緊急事態等における食品安全委員会の役割である迅速かつ分かりやすい科学的知見に基づく情報提供等に対応するため、

- ・ 緊急時対応における意思決定や情報提供方法等手順の改善点が確認された。
- ・ 食品安全委員会としての情報提供のあり方等情報提供に当たって留意すべき点や意見申出に係る必要な手続きが整理された。
- ・ 実務研修を含めた訓練の継続により組織全体の対応能力を一層向上させる必要性が確認された。

そのため、結果の検証で得られた今後の対応策について、整備・検討すべき点は早急に整備・検討し、緊急事態等への対処体制の改善を図ることとする。

また、平成２３年度の緊急時対応訓練は、東北地方太平洋沖地震における実際の対応結果を含めた今後の対応策を踏まえ、以下の事項に留意して計画・実施することを検討する。

1 平成２３年度緊急時対応訓練の重点課題について

(１) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 平成２２年度緊急時対応訓練の結果やその他必要に応じて改訂した「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」に基づく緊急時対応について、確認訓練によりその実効性を確認する。
- 訓練で得られた改善点等について、必要に応じて緊急時対応マニュアル等に反映する。

(２) より迅速かつ分かりやすい情報提供に向けた組織能力の向上

- 緊急時に、食品安全委員会及び事務局全体として確実な初動対応がとれるよう、「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」を随時改良する等必要な整備を図りつつ、手順書（未定稿）に即した作業手順について理解を深めるための実務研修を行う。
- 緊急時に、誤解を与えない的確な情報提供ができるよう、わかりやすい説明資料作成や模擬記者説明会等のメディア対応に係る実務研修を行う。
- シナリオ非提示で現実の時間経過に近づけた実態に近づけた実動の確認訓練を実施することで、実際の対応の流れを確認し、組織的な対応能力の向上を図るとともに、習得した技術・知識のレベルを確認する。

2 訓練の設計や運営について

- 実務研修と確認訓練の２本立ての体系的な訓練設計など効果的な訓練実施を企画する。
- 確認訓練のシナリオは特定のハザードの種類に偏らないよう配慮する。
- 職員全員に対して実務研修への積極的な参加を求める。

資料 1-1 の別紙

平成22年度緊急時対応訓練における結果の検証

項目		課題	今後の対応策	
(1) 訓練の内容	ア.緊急時対応の手順	a.意思決定について	・手順書に基づくボトムアップによる意思決定の手順では時間を要してしまっただけから、トップダウンの手順に改善する必要がある。	迅速性を重視し、最初の早い段階で担当する委員と局長等幹部が打ち合わせて意思決定できるよう手順を改善し、手順書に反映する。
		b.情報共有方法について	・会議開催の連絡やHP掲載の事実の連絡等が一部徹底されなかったことから、情報共有方法を工夫する必要がある。 ・配付されたメモ等資料に配付日時や通し番号を記入しておく必要がある。	・情報は自ら受け取りに行くものとの認識のもと、各自は、司令塔となる情報・緊急時対応課に、ホワイトボードを確認する等情報を受け取りに行くことを基本とする。 ・口頭による連絡は大きな声で行い(拡声器の使用を検討)、メモによる情報共有は情報・緊急時対応課が直接、委員及び関係職員に対して配付する。 ・配付資料の右上には、配付日時と発出元を記入する。 ・配付は複数で手分けして行い、単に配付のみの場合と説明が必要な場合とを区別して対応する。 ・以上について、手順書に明記する。
		c.評価課の役割について	・説明資料作成担当の課長補佐の負担が過重であることから、役割を見直すべき。	・説明資料作成担当の課長補佐が資料作成に専念できるよう問合せ対応やその他業務について評価課内の体制や評価課と情報課の連携体制を検討し、手順書に反映する。
		d.キーパーソン不在時の対応について	・キーパーソンとなる事務局長や情報・緊急時対応課長等は外出する機会が想定されることから、代理となる者を明確化する必要がある。	・キーパーソンとなる事務局長や情報・緊急時対応課長等については、代理となる者を明確化し、手順書に明記する。
イ.情報提供	a.不明な事柄の説明について	b.健康危害があるような場合、重要でありかつ不明な事柄についての説明方法を検討しておくべき。	・健康危害がある場合に限っては、科学的に言えることと言えないことを明確に整理し、推測であることを断った上で考えられる可能性についても誤解を与えない範囲で伝えていくよう努めることとし、このことについて手順書に明記する。	
		b.食品安全委員会としての情報提供のあり方について	・質・量で充実した科学的情報(情報シート等)を出すことに重点にすべき。 ・伝えなければならないこと(「食べないでください」等のキーメッセージ)を伝え、その理由を説明する中で、誤解を与えないよう戦略を持って情報を出していくべき。	・食品安全委員会の最大の使命である科学的知見の提供を念頭に置きながら、食品安全委員会としてのキーメッセージを決め、科学的知見(根拠)の中から、消費者やマスメディアに誤解を与えないよう戦略を持ってよく検討した上、必要な理由(科学的知見(根拠))の提供を行う。 ・情報提供に当たっては、迅速性を重視し、先ず、伝えなければならないこと(「食べないでください」等のキーメッセージ)を発信し、追って、準備可能な詳しい情報を発信するような二段構えの情報提供とする。 ・以上について、手順書等に明記する。
		c.各種ハザードへの対応について	・未評価等知見の蓄積が少ないハザードについての情報提供を如何に行っていくか方策を検討しておくべき。	・緊急事態の発生が想定されるようなハザードについては、できるだけ多くの情報資料(ファクトシートやハザード概要シート等)を作成する。 ・より迅速に国際機関や諸外国から情報収集・整理できるよう各課が連携した体制の整備を図る。
		d.ARFDかADIかについて	・通常の評価とは異なる緊急時対応の場合の説明方法を整理する必要がある。 ・ARFDやADIの説明は短時間では難しいため、説明方法を検討する必要がある。	・ADI以外のARFDやNOAEL等についても、わかりやすい説明図表を整備する。 ・我が国においてARFDの設定がないハザードについて、国際機関における関連情報を積極的に収集するとともに急性中毒の発生を想定した説明方法を検討する。
		e.プレスリリース資料の内容について	・事案の全体像が把握できる参考資料の添付が必要である。 ・記載情報の発信元が不明瞭であったことから、出典を明らかにするべき。	・記載情報について、関係省庁による情報との重複に構わず、事案全体が把握できる情報を参考資料として添付する。 ・記載情報の発信元を明確化するため、情報の出典を明示する。 ・以上について、手順書等に明記する。
		f.丁寧な説明について	・より丁寧に説明するためには、具体的な対応方法のアドバイス等を記載する必要がある。	・危険性を見分け方や健康危害の場合の対処方法等具体的なアドバイスを記載する等より丁寧な説明になるよう努めることとし、このことについて手順書に明記する。
		g.記者説明会について	・誤解を与えるような表現を減らすため、説明原稿を準備する必要がある。 ・予想される質問に対する回答を準備する必要がある。 ・マイクやホワイトボードの使い方が不十分であったことから、これらの使用方法を練習する必要がある。	・誤解を与えない発言が行えるよう説明原稿や応答要領を準備することとし、このことについて手順書に明記する。 ・マイクやホワイトボードの使い方や立ち居振る舞い等の練習を訓練に組み込む。
		h.記者説明会全体の運営方法について	・会場受付が不在であったり、メモ出し担当が決まっていな等本番を想定した円滑な運営が行われなかったことから、十分な運営方法を検討する必要がある。	・記者説明会全体の運営方法について、手順書に別紙資料として添付する。
ウ.意見申出(法第23条第5項に規定)	a.委員会の開催について	・意見申出は、正式な委員会開催の上、決定されるべきものである。	・必要な手続きを行い臨時委員会を正式に行うことを基本とする。 ・臨時委員会を開催するいとまがない場合は、委員への持ち回りにより委員会としての意思決定を迅速に行うこととする。	
		b.記載内容について	・リスク管理とリスク評価の役割分担がより有機的につなげた内容にする必要がある。	・食安委の立場を考えた内容になるよう必要とされる項目等意見申出そのものについて詰めた検討を行う。
		c.添付資料について	・意見申出に至った背景・現状を説明する資料を添付する必要がある。	・意見申出に至った背景・現状を説明する資料の添付を検討する。
イ.その他	a.緊急時対応の場所について	・緊急時対応の司令塔である情報・緊急時対応課が不在にならないよう工夫する必要がある。	・緊急時対応担当者が不在にならないようにする。 ・事態の長期化が予想されるような場合は、対策本部として特定の会議室を作業部屋とする。 ・以上について、手順書に明記する。	
		・打合せで使用した局長室や次長室は狭いため、空き部屋等を活用する必要がある。 ・空き部屋の活用には当たっては、情報セキュリティに留意する必要がある。	・情報セキュリティに配慮しつつ臨機応変に打合せ場所を変更することを手順書に明記する。	
(2) 訓練の運営	ア.事前の実務研修	・委員を含む局内全体で議論する機会が得られたこと、実務に役立つ研修が行われたことから、より多くの職員に対して研修を行うべき。	・緊急時対応の委員会の役割や各自の役割を局内全体に周知するため、これまで研修に参加していない職員に対し、積極的な参加を求める。	
	イ.確認訓練	・事前の実務研修の成果が活かされたとともに実戦さながらの訓練であったことから、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施する必要がある。	・食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施する。	
	ウ.シナリオ	・様々なハザードに対応する必要があることから、次回は生物系(カビ毒、自然毒、微生物、ウイルス)ハザードに関するシナリオにする等工夫すべき。 ・シナリオに輸入米を扱う場合、“加工用米”の流通も考慮すべき。	・特定のハザードの種類に偏らないよう配慮する。 ・あらかじめ輸入米の実態について農林水産省より情報収集する。	
	エ.その他	a.訓練参加者について	・通常の評価業務等他の業務に影響を与えない訓練となるよう工夫する必要がある。	・訓練参加者のうち対象ハザードの担当者には、少なくとも2週間前には対象者である旨だけを告知する。